

大阪南消防組合
公共施設等総合管理計画

令和7年4月策定

令和8年4月改訂

大阪南消防組合

目次

第1章 計画策定の概要

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1項
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2項
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2項
- 4 対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2項

第2章 消防施設の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3項

第3章 消防組合を取り巻く環境

- 1 管内人口の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5項
- 2 将来人口の推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6項
- 3 財政の現況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8項
- 4 消防庁舎等の更新費用等の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10項

第4章 消防庁舎の管理に係る基本的な方針

- 1 点検の実施と安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12項
- 2 長寿命化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12項
- 3 ユニバーサルデザイン化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13項
- 4 施設の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13項
- 5 脱炭素化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13項
- 6 感染防止対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14項
- 7 施設総量の抑制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14項

第5章 計画の推進

- 1 計画推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15項
- 2 計画の進行管理と見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15項

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景

平成25(2013)年11月に国において、公共施設等の老朽化対策として「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。地方公共団体においては、平成26(2014)年4月に総務大臣から「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」の要請があり、厳しい財政状況が続く中、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)を策定することとされています。

大阪南消防組合(以下、「当消防組合」という。)では、構成市町村(柏原市、富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町、千早赤阪村)に3消防署、2分署、9出張所を分散配置していますが、いずれも消防広域化以前の3消防本部(柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、富田林市消防本部、河内長野市消防本部)で整備した庁舎であり、耐用年数を順次迎えることから、改修等に係る多額の費用が見込まれる状況にあります。

また、全国的な人口急減・超高齢化は、当消防組合を構成する5市2町1村においても顕著な課題であり、それぞれ厳しい財政状況が続く中、構成市町村からの負担金を主な財源とする当消防組合におきましては、老朽化が進む消防施設の更新や長寿命化などを、将来の消防需要等を考慮した消防力の適正配置の実施を念頭に、総合的かつ計画的に行う必要があります。

このような状況を踏まえ、広域消防の責務を果たすため必要となる消防力の維持・強化を図りながらも、消防施設の劣化・損傷が住民・職員の安全・安心を脅かすことのないようにするとともに、中長期的なトータルコストの縮減や予算の平準化を図るためにも、的確に維持管理・更新等を行う必要があることから「大阪南消防組合公共施設等総合管理計画」(以下、本計画という。)を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、施設の長寿命化と財政負担の平準化を基本に、効果的に消防施設を整備することで構成市町村の住民の安全・安心を脅かすことがないようにするとともに、消防施設整備の中長期的な指針として策定し、トータルコストの縮小や予算の平準化を図り、的確適切に施設の維持管理、更新を行うことを目的とするものです。

また、消防施設の総合的な管理に関する基本指針として位置付け、取り組みを進めます。

3 計画期間

今後の消防施設のあり方を検討するためには、将来における人口推移や施設の建替え及び大規模改修に掛かる費用などを見据える必要があります。なお、公共施設は数十年に亘る長いライフサイクルで利用されるため、それらのマネジメントを適切に実施していくためには、長期的な視点が必要となります。

そこで本計画の計画期間を30年とします。

なお、計画の見直しについては、財政状況や社会環境の変化、上位関連計画等の変更など、計画を見直す必要が生じた場合には適宜見直しを行うこととします。

4 対象施設

公共施設等総合管理計画における公共施設等は、建物だけではなく道路などインフラ施設等も含まれますが、当消防組合は消防事務のみを処理する一部事務組合であるため、公共施設等として保有しているものは、訓練施設を含む消防庁舎となっています。

したがって、本計画での対象施設は、消防本部、消防署、消防分署及び消防出張所とします。

第2章 消防施設の現況

当消防組合が保有する消防施設は、令和7（2025）年4月現在、14施設で、総延床面積は19,866.42㎡となっています。このうち、旧耐震基準(昭和56(1981)年以前)の施設は4施設ありますが、羽曳野出張所と高鷲出張所は耐震診断で基準を満たしており、藤井寺分署及び千代田出張所は平成10（1998）年に耐震補強工事を実施しています。

経過年数を見ると、30年を超える施設が7施設あることから、今後の庁舎の建替工事や大規模改修等については、劣化状況等に応じて優先順位を設定しながら、計画的に実施します。

● 消防本部及び署所の位置



● 消防施設の現況

令和 8 (2026) 年 4 月現在

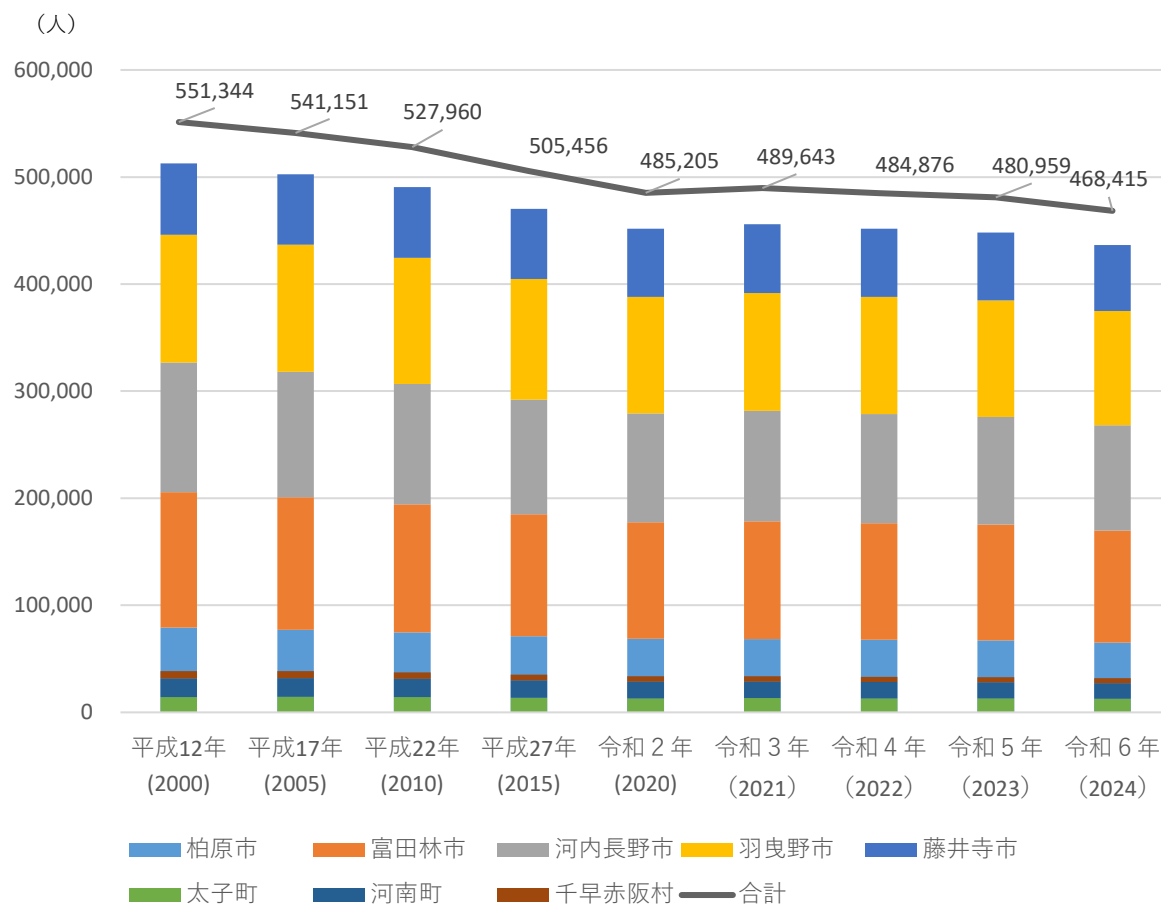
名称	所在地	構造	竣工年	面積 (㎡)	
			経過年数	敷地面積	延床面積
消 防 局	藤井寺市青山 3 丁目 613 番地の 8	RC 造 4 階建	H6(1994)	4,958.93	本館 3926.03 付属棟 919.91 駐輪場 72.80
			32 年		
柏 羽 藤 消 防 署	消 防 局 と 同 様				
藤 井 寺 分 署	藤井寺市国府 1 丁目 1 番 8 号	RC 造 3 階建	S53(1978)	1,043.99	本館 667.24 車庫 229.32
			48 年		
柏 原 分 署	柏原市河原町 1 番 90 号	RC 造 3 階建	H11(1999)	832.56	763.01
			27 年		
国 分 出 張 所	柏原市国分本町 2 丁目 5 番 5 号	RC 造 3 階建	H9(1997)	414.63	550.13
			29 年		
羽 曳 野 出 張 所	羽曳野市羽曳が丘 4 丁目 14 番 18 号	RC 造 2 階建	S47(1972)	495.05	222.81
			54 年		
高 鷲 出 張 所	羽曳野市島泉 8 丁目 8 番 2 号	RC 造 2 階建	S56(1981)	495.89	347.64
			45 年		
富 田 林 消 防 署	富田林市甲田一丁目 7 番 1 号	RC 造 (B1) 7 階建	H15(2003)	2,677.00	5,312.20
			23 年		
金 剛 出 張 所	富田林市高辺台二丁目 1 番 1 号	RC 造 2 階建	S57(1982)	939.01	577.92
			44 年		
太 子 出 張 所	南河内郡太子町大字山田 28 番地の 1	RC 造 2 階建	H12(2000)	361.06	405.00
			26 年		
河 南 出 張 所	南河内郡河南町大字白木 1277 番地の 4	RC 造 3 階建	H12(2000)	625.37	791.28
			26 年		
千 早 赤 阪 出 張 所	南河内郡千早赤阪村 大字東阪 77 番地の 1	RC 造 2 階建	H12(2000)	945.86	397.31
			26 年		
河 内 長 野 消 防 署	河内長野市小山田町 1663 番地の 3	RC 造 4 階建	H26(2014)	5,545.16	3,913.12
			12 年		
千 代 田 出 張 所	河内長野市木戸一丁目 23 番 5 号	RC 造 2 階建	S55(1980)	662.00	329.89
			46 年		
南 花 台 出 張 所	河内長野市南花台八丁目 4 番 3 号	RC 造 3 階建	S58(1983)	701.20	513.60
			43 年		

第3章 消防組合を取り巻く環境

1 管内人口の現況

当消防組合を構成する柏原市・富田林市・河内長野市・羽曳野市・藤井寺市・太子町・河南町・千早赤阪村の人口は、組合設立以前の平成12（2000）年からほとんどの市町村で減少が続いています。当消防組合が設立した令和6（2024）年の管内の人口は468,415人となっており、平成12（2000）年からの減少率は15.0%となっています(図3-1)。

図3-1 組合構成市町村別人口の推移



【出典】 平成12（2000）年～令和02（2020）年は国勢調査
 令和03（2021）年～令和06（2024）年は住民基本台帳（各年1月1日現在）

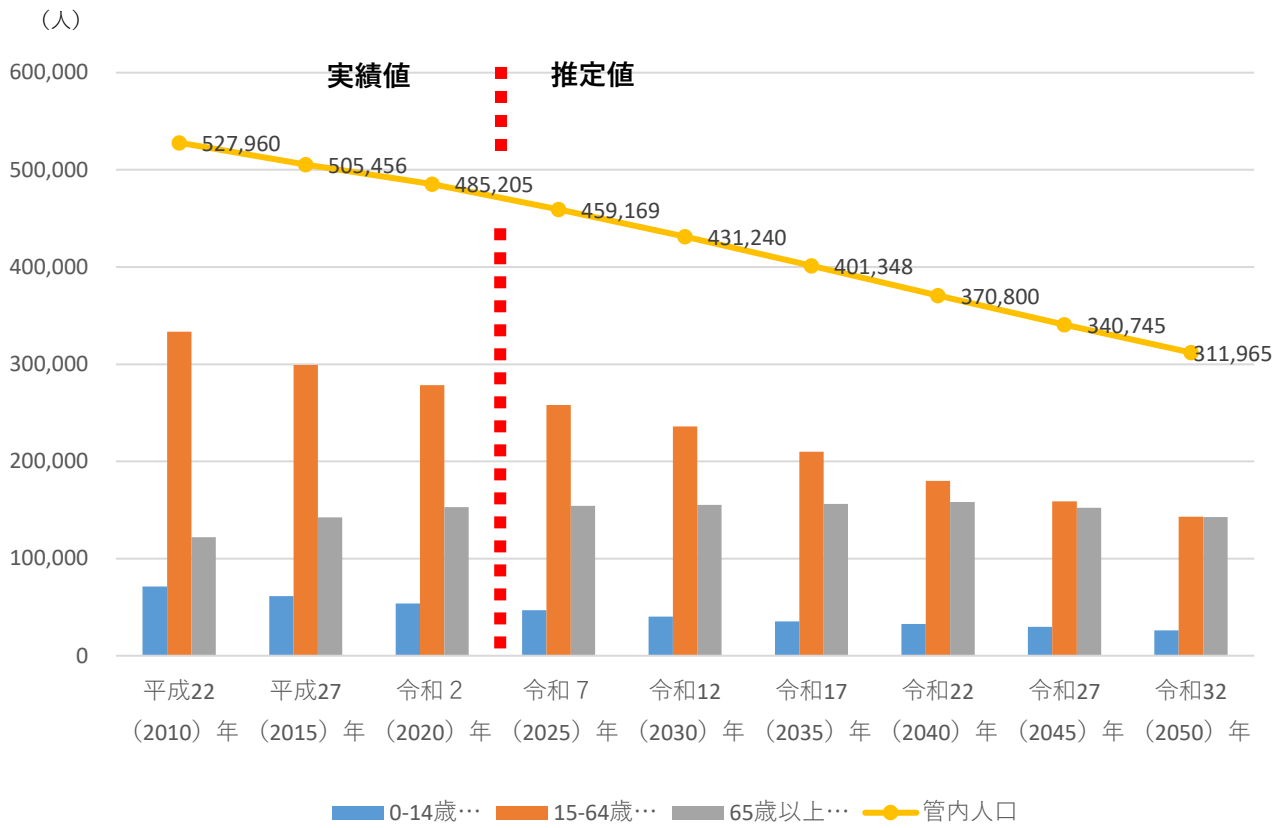
2 将来人口の推計

国立社会保障・人口問題研究所が令和5（2023）年12月に発表した人口推計によると、当消防組合構成市町村の合計人口は、令和32（2050）年には311,965人となり、令和2（2020）年と比べ約17.3万人が減少すると推計されています(図3-2)。

年齢3区分別人口構成比の増減を見ると、15歳未満(年少人口)が2.8%のマイナス(11.1%→8.3%)、15歳から64歳まで(生産年齢人口)が11.5%のマイナス(57.4%→45.9%)、65歳以上(老年人口)が14.3%のプラス(31.5%→45.8%)となっており、総人口に占める老年人口の割合は増える一方で、生産年齢人口、年少人口の割合は低下することが予測されます。

以上のことから、人口減少、少子高齢化が進行することを背景として、消防施設に対するニーズの変化や、生産年齢人口の減少による税収減、社会保障費の増大による構成市町村の財政への影響も予測されます。

図 3 - 2 組合構成市町村の合計人口推移



【出典】 平成 22 (2010) 年～令和 02 (2020) 年は国勢調査
 令和 07 (2025) 年～令和 32 (2050) 年は国立社会保障・人口問題研究所
 「(令和 5 (2023) 年推計)」

3 財政の現況と課題

令和5（2023）年度の消防広域化以前の各消防本部の消防費の歳出費合計額は7,441百万円となっており、このうち人件費は4,657百万円、物件費は450百万円、維持補修費は11百万円、補助費等は84百万円、普通建設事業費は2,237百万円となり、歳出額に占める割合は人件費が62.6%、物件費は6.1%、維持補修費は0.1%、補助費等は1.1%、普通建築事業費は30.0%となっています（図3-3）。

平成30（2018）年度から令和5（2023）年度までの推移をみると、平成30（2018）年度は柏原羽曳野藤井寺消防組合における高機能消防指令システム更新整備、さらに令和5年度には消防広域化に対応できるように各消防本部が共同で消防指令センターを整備したことにより、普通建設事業費が大幅に増加しています。

当消防組合運営の係る経費のほとんどは構成市町村からの負担金で賄われており、生産年齢人口の減少・高齢化の進展に伴い、より厳しい財政状況になっていくことが予想されます。このような現況において、必要な消防力を将来に渡って維持していくためには、消防施設の適正配置、現有の消防力を最も効率的に運用するとともに、維持管理経費や老朽化に伴う改修・更新費用等の抑制・平準化を図ることが不可欠になると考えます。

- ※ 図3-3（次項）における数値は、いずれの年度も消防広域化以前の柏原羽曳野藤井寺消防組合、富田林市及び河内長野市の消防費の合計額から、大阪南消防局が引き継いでいない業務（構成市町村の危機管理部局が引き継いでいる非常備消防費、防災対策費、消防ヘリ運営負担、消防水利に係る費用等）に係る費用を省いた、独自の試算方法によるものです。

図 3 - 3 歳出内訳の推移



4 消防庁舎等の更新費用等の見通し

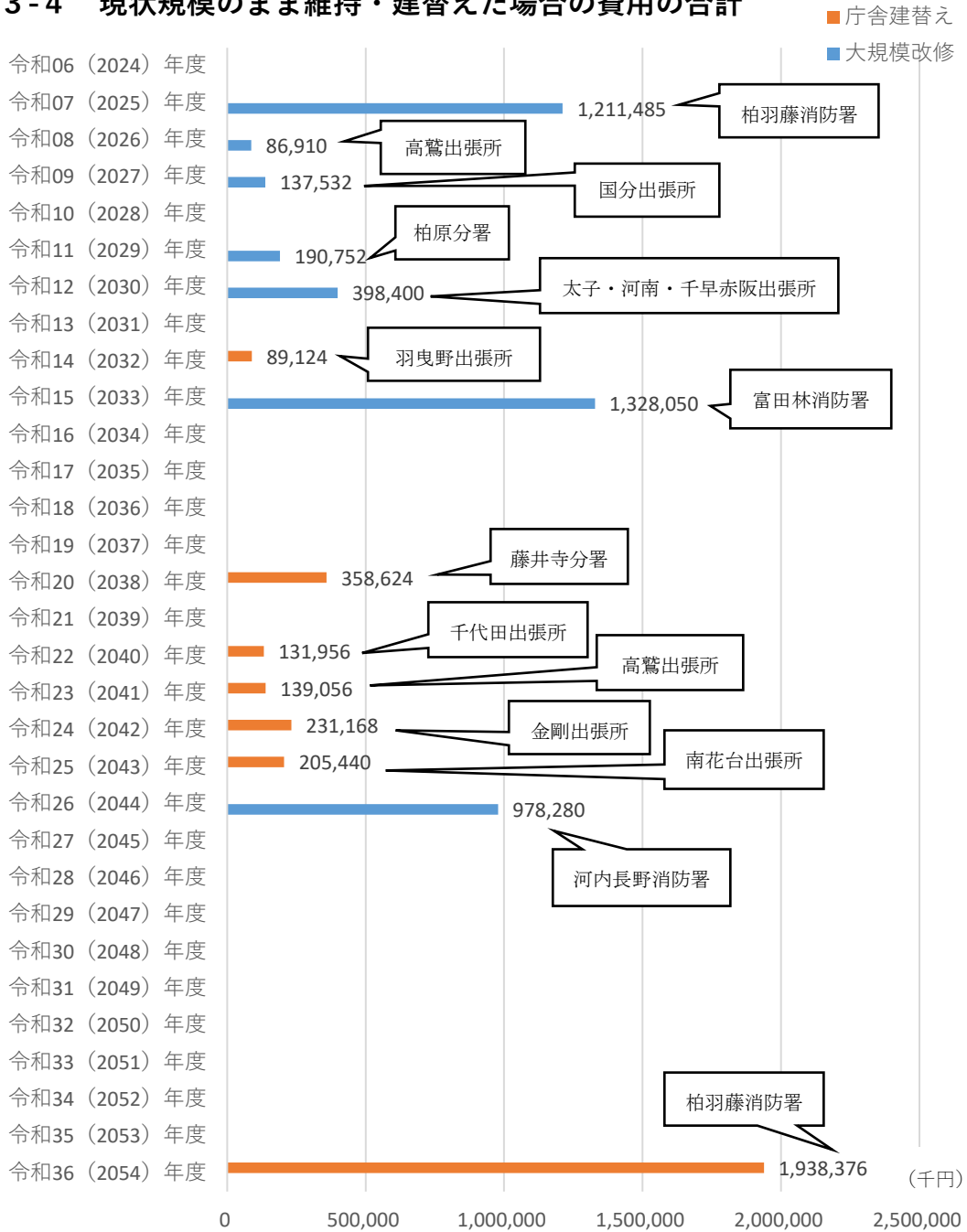
次の図(図3-4)は、現在当消防組合が所有する消防庁舎14施設について、「建築物の耐久計画に関する考え方」(日本建築学会)による目標耐用年数に基づき、現状の敷地及び規模のまま維持・建替えた場合における費用を試算したものです。

試算した結果、令和7(2025)年度から令和36(2054)年度までに必要とされる費用は、総額で約74億2,515万円を要する結果となりました。

平均すると、年額で2億4,750万円となりますが、令和12年度については、太子、河南及び千早赤阪出張所の大規模改修年度が重複していること、また、各消防署の大規模改修は費用が大幅に高くなっていることから、年度によって大きな差が生じています。

消防庁舎の長寿命化を効果的に計画し、更新費用等を平準化することが大きな課題といえます。

図3-4 現状規模のまま維持・建替えた場合の費用の合計



※ 試算条件及び更新費用単価

・鉄筋コンクリート（RC）造（建替え60年：大規模改修30年）

・RC造：建替え 延床面積×400,000円

大規模改修 延床面積×250,000円

【出典】地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書

第4章 消防庁舎の管理に係る基本的な方針

現在所有する消防庁舎を今後良好な状態で使用していくためには、適切な維持管理を実施する必要があります。

また、耐震性などの安全性能の高まりや、環境性能の向上などの時代変化に応じて施設に求められる機能が多くなっています。

一方で、少子高齢・人口減少社会の進行により、当組合を構成する市町村の税収が減少し、維持更新費用の確保が困難な状況が見込まれます。

こうした状況に対応するためには、一つひとつの施設を長く大切に使用し、計画的な保全の実施により「長寿命化」を図ることが重要となります。

施設は数十年にわたり利用することから、更新にあたっては長期的視野で政策判断をする必要があります、将来世代に過度な負担を強いることがあってはなりません。

今後、少子・高齢化及び人口減少が進行していく影響により、財政構造の変化が想定される中、必要とする消防施設を将来に渡り維持させるため、次のおり消防庁舎の管理に係る基本的な方針を定め、住民の安全・安心のため取り組んでいきます。

1 点検の実施と安全確保

各庁舎の管理者等による点検を実施するとともに、各法令により点検を義務付けられている附属設備については、専門業者による法定点検を行います。点検の結果、高度な危険性が認められた場合は、早急に改修等を実施し庁舎の機能維持を図るとともに、老朽化が著しく建替え等が必要となった場合は、旧庁舎等をすみやかに解体・撤去するなど、危険性を適切に除去して施設周辺の安全性を確保します。

2 長寿命化の推進

当消防組合全体の消防力の維持に必要と判断される施設については、適正な配置により、消防サービスの機能停止のリスクを事前に取り除くためにも、予防保全管理及び点検重視型保全管理を的確に実施し、トータルコ

スト（将来の財政負担）の縮減を図りながら、できる限り長期間の施設使用が出来るよう努めるものとします。

【予防保全を必要とする部位】

- ・屋上防水層等
- ・外壁（タイル、シーリング、塗り壁）
- ・外部パネル（オーバースライドシャッター等）

【点検重視型保全を必要とする部位】

- ・受変電設備（受信盤、変圧器等）、非常用発電機
- ・空調設備、換気ダクト
- ・消防用設備等、給排水設備
- ・外部建具（窓、鋼製扉）

3 ユニバーサルデザイン化の推進

新たな庁舎建設や庁舎の長寿命化にあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、消防施設のバリアフリー化に取り組むとともに、個人のライフスタイルや価値観の多様化に対応していくためにも、年齢、性別、身体状況などの違いに関わらず、可能な限り多くの人と同じものを同じように利用できるよう、ユニバーサルデザインの考え方に配慮します。

4 施設の拡充

庁舎の建替えや大規模改修を行う場合は、大阪南消防組合特定事業主行動計画に掲げる女性職員の割合の引き上げのため、女性職員が交替制勤務を行うことが出来る施設の拡充を図ります。

5 脱炭素化の推進

脱炭素化社会実現のため、社会情勢を鑑みつつ再生可能エネルギーの導入については慎重に検討を実施し、LED照明灯等の省エネ性能に優れた機器等

の導入による消費エネルギーの省力化など、消防施設における脱炭素化に向けた取り組みを推進します。

6 感染防止対策の推進

インフルエンザや新興感染症の流行下においては、職員間の感染拡大により業務の継続に支障をきたすようなことがあってはなりません。このため、庁舎の建て替えや改修を行う場合には、平時から万全な感染症対策が可能な施設や設備の拡充を図ります。

7 施設総量の抑制

今後、人口減少が見込まれる中、現状の消防施設をすべて維持し続けた場合、住民一人当たりの延べ床面積は相対的に増大していくことになります。

このような社会情勢の変化を踏まえ、増加傾向にある救急需要に対応しつつ、大規模化・複雑化する災害にも効果的に対処する必要があります。

将来の施設整備においては、構成市町村の消防需要を特に慎重に検討し、消防力の維持・強化を図りながら、施設の統廃合や規模の縮小などを検討し、適切な配置及び施設総量の抑制に向けての取り組みを行います。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

総合的かつ計画的な管理を実現していくための取組みは、消防局総務部人事企画課を中心に、組合全体として行います。

消防施設の点検管理については、大阪南消防組合庁舎管理規程（令和6年3月29日規程第5号）に基づき実施するとともに、必要に応じて職員研修を行うなど、今後の消防施設の総合的な保全管理の取組みを実施します。

また、当消防組合は市町村の消防事務のみを共同処理する一部事務組合であり、建築技術者等の専門的な人材の育成などには限界があることから、必要な工事の実施にあたっては、構成市町村の指導・協力のもと民間機関を含め外部機関の専門性の高い人材活用等を検討していきます。

2 計画の進行管理と見直し

本計画の進行管理は、組合全体で連携しながら確実な実行に向け進捗管理を行い、必要に応じて組合議会や地域住民への情報提供を行うこととします。

進捗状況にあたっては、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルにより実施し、社会情勢の変化や構成市町村の財政状況に応じて計画見直しの必要性が生じた場合は、総務部人事企画課を中心に適宜見直しを行います。